

玉名市デジタルツイン環境構築業務委託公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

この実施要領は、「玉名市デジタルツイン環境構築業務委託」(以下「本業務」という。)を行う事業者について公募型プロポーザル方式により、適正かつ公正な方法で委託先を選定するために必要な事項を定めるものである。

2 目的

本業務は、国土交通省が主導する「Project PLATEAU」の一環として令和4年度より創設された「都市空間情報デジタル基盤構築支援事業」を活用し、本市における各種デジタルトランスフォーメーションを推進するために、市内に設置した人流センサーから取得した計測データを加工し、3D都市モデル上に詳細に再現することでデジタルツイン環境を構築することを目的とする。

3D都市モデルの整備に伴い、ストックされていく3D空間データを活用したサービスの需要が今後高まることが予想される。さらにセンサー技術の進展により、人やモノの位置座標や移動や回遊の軌跡、属性情報等をリアルタイムデータとして取得することが可能になっている。これら3D空間データとリアルタイムデータの組合せにより、現実世界に起きている現象を3D仮想空間内で可視化することができるようになる。さらに3D空間環境の変化に合わせたシミュレーションによる予測も可能になり、様々な施設や構造物の配置最適化、災害における避難誘導などへの活用も期待できる。

3 業務内容

- (1) 業務名 玉名市デジタルツイン環境構築業務委託（仮称）
- (2) 業務内容 別紙「玉名市デジタルツイン環境構築業務委託特記仕様書」
（以下「仕様書」という。）のとおり
- (3) 業務期間 委託契約締結の日から令和6年3月22日まで
- (4) 提案上限額 19,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）

※消費税及び地方消費税の税率は、10%として計算すること。

4 選定方法

- (1) 選定方法 公募型プロポーザル方式
- (2) 契約方法 本業務に係る委託事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）によって選定された優先交渉権者（最優秀提案者）と本市の間で協議を行い、協議が整った時点で地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2 第1項第2号の規定による随意契約を締結する。なお、優先交渉権者（最優秀提案者）としての選定方法については、「11 提案の選定及び特定の方法」のとおりとする。
- (3) 交渉権 優先交渉権者（最優秀提案者）との協議が不調となったと判断した場合は、次順位者と委託契約締結に向けた交渉を行う。

5 参加資格要件

このプロポーザルに参加しようとする者は、本要領を遵守した上で、次に掲げる条件を全て満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令第167 条の4 の規定（一般競争入札参加者の欠格事由）に該当していないこと。
- (2) 玉名市から競争入札参加有資格者指名停止を受けていないこと。
- (3) 会社更生法（平成14 年法律第154 号）第17 条の規定による更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11 年法律第225 号）第21 条の規定による再生手続開始の申立て、又は破産法（平成16 年法律第75 号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていないこと。
- (4) 法人税、消費税、地方消費税及び市税を滞納していない者であること。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3 年法律第77 号）第2 条第6 号に規定する暴力団員ではないこと。法人の場合は、役員等が暴力団員ではないこと。また、暴力団員が経営に事実上参加していないこと。
- (6) その他法令等に違反していないこと又は違反する恐れがないこと。
- (7) ISO / IEC 27001（情報セキュリティマネジメントシステム）を保有している者であること。
- (8) ISO9001（品質マネジメントシステム）を保有している者であること。
- (9) 参加表明者は、下記に示される同種業務及び類似業務の実績を1 件以上有していること。
同種業務：3D都市モデル整備（国交省都市局のProject PLATEAUに準じた整備）
類似業務：人流計測・解析に関する業務

6 実施スケジュール

内容	日程
質問提出期限	令和5年1月11日（水）
質問回答日	令和5年1月13日（金）
参加表明書提出期限	令和5年1月27日（金）
企画提案書提出期限	令和5年2月3日（金）
プレゼンテーション及び質疑応答	令和5年2月15日（水）
審査結果通知	2月下旬
委託契約締結日	令和5年4月3日（月）

※ 本業務についての説明会は実施しません。

7 質問の提出及び回答

- (1) 質問の内容 本業務に関する質問は、参加表明書、企画提案書等の作成及び提出に関する事項並びに業務実施に関する事項に限るものとし、評価及び選定に関する質問は一切受け付けない。また、電話及びファックスでの質疑応答は行わない。
- (2) 提出期限 令和5年1月11日（水）17 時（必着）

- (3) 提出方法 郵送又は電子メール
- (4) 提出先 玉名市建設部都市整備課
- (5) 回答方法 令和5年1月13日（金）17時までに市ホームページ上での回答を公表とする。
- (6) 様式 質問書（様式1）を使用すること

8 参加表明書等の提出期限、提出先及び方法

- (1) 提出期限 令和5年1月27日（金）17時（必着）
- (2) 提出方法 郵送（書留郵便に限る。）
- (3) 提出先 玉名市建設部都市整備課
- (4) 提出書類
 - ① 参加表明書（様式2）1部
 - ② 会社概要書（様式3）1部
 - ③ 玉名市公共工事請負契約等に係る暴力団等排除措置要綱に関する誓約書（様式4）1部
 - ④ 同種業務、類似業務受注実績（任意様式）8部（正本1部、副本7部、A4版両面刷、3ページ以内）
 - ア 官民を問わずこれまでに実施した代表的な事業がわかる資料
 - イ 過去3年間における国、県及び地方自治体からの同種業務、類似業務がわかる資料
 - ⑤ 直近3年分の決算資料（貸借対照表、損益計算書等）各1部
 - ⑥ 玉名市税又は現在の主たる事業所所在地の市町村税（特別区にあっては都税）の滞納がないことの証明書1部
 - ⑦ 消費税及び地方消費税に関する証明書1部

9 企画提案書等の提出期限、提出先及び方法

- (1) 提出期限 令和5年2月3日（金）17時（必着）
- (2) 提出方法 郵送（書留郵便に限る。）
- (3) 提出先 玉名市建設部都市整備課
- (4) 提出書類
 - ① 企画提案書（任意様式にて（5）に掲げる構成に従い作成すること）8部（正本1部、副本7部）
 - ② 業務見積書（任意様式にて消費税額、税抜、税込価格を併せて表記すること）8部（正本1部、副本7部）
- (5) 企画提案書の構成について

表紙、目次、本編で構成すること。A4版縦、横書き、両面印刷、左綴り、本編10ページ以内とすること。ただし、図表等で必要な場合のみ部分的にA4版横やA3版で作成しても差し支えない。なお、白黒印刷・カラー印刷のいずれでも可とする。

 - ① 表紙
題名に「玉名市デジタルツイン環境構築業務企画提案書」と記述すること。
 - ② 目次
参照先のページ番号を記載すること。
 - ③ 業務の全体計画（業務の実施方針、工程表）

- ④ 業務の実施体制（人員や各業務における役割、担当者の業務経験等も加味し作成すること。）
ア 配置予定技術者の資格、過去3年間における国・地方自治体が発注する本業務と同種又は類似する実績を具体的に記載すること
イ 同種業務と類似業務の定義は、以下のとおりとする
・同種業務：3D都市モデル整備（国交省都市局のProject PLATEAUに準じた整備）
・類似業務：人流計測・解析に関する業務
- ⑤ 業務内容に関する企画提案
以下の項目について、構成が確認できるよう、具体的に示すこと。
ア 3D都市モデル作成について
イ 人流データ計測について
ウ 人流ビッグデータによる分析について
エ 歩行者モデルの作成について
オ 行政内外での利活用について

(6) プрезентーション及び質疑応答

- ① 開催日時 令和5年2月15日（水）
② 開催方法
ア プрезентーションの時間は40分（説明20分、質疑応答20分）程度とする。
イ プрезентーションの発表者は4名以内とする。
ウ 使用する説明資料は、提出された企画提案書のみとし、プレゼンテーションに機材が必要な場合は、各自が準備すること。ただし、スクリーンは市から貸し出しが可能であるため、使用する場合は3日前までに申し出ること。
エ プрезентーションの実施順番は、企画提案書の受付順とし、提案者には開催通知にて事前に順番、集合時間等を通知する。
オ 出席しない場合は、失格とする。ただし、交通機関の事故等やむを得ない理由がある場合は、速やかに事務局に連絡すること。
カ 新型コロナウイルス感染症の拡大状況により、オンラインでの開催となった場合は、提案者に事前通知をする。

10 留意事項

- (1) 企画提案書等の作成、提出並びにプレゼンテーション参加等に要する費用は、提案者側の負担とする。
(2) 提案書の提出期限後における書類の追加、修正及び再提出は認めない。
(3) 提出された書類等は、返却しない。
(4) 提出された書類等は、提案者に無断で本業務以外に使用しない。なお、選定及び説明のため、写しを作成し使用することができるものとする。

- (5) 専門用語には注釈を付けるなど、分かりやすい表現で記載すること。
- (6) 企画提案書の記載内容及びプレゼンテーションにより、提案者の提案力や業務理解度などを判断するが、本公司型プロポーザルによる受注者の提案内容を全て実施することを保証するものではない。また、提案内容については、事業者が提出する業務参考見積書の金額の範囲内において実施可能な業務を記載すること。
- (7) プrezentationで映像等を使用する場合は企画提案書と一緒に提出すること。ただし、この場合、動画ファイルはMPEG4形式とし、DVDプレイヤーやDVDドライブ付きのPC等で再生できるようファイナライズ済みのものとすること。ケースは透明なプラスチックケース（個装できるもの）とすること。
- (8) 企画提案書を提出した事業者が4事業者を超える場合は、企画提案書を基に書類審査を実施し、評価基準の評価項目「①事業の理解度」、「②実施方針及び実施体制」、「③業務内容に関する企画提案：3D都市モデル作成」、「④業務内容に関する企画提案：人流データ計測」、「⑤業務内容に関する企画提案：人流ビッグデータによる分析」及び「⑥業務内容に関する企画提案：歩行者モデルの作成」及び「⑦業務内容に関する企画提案：行政内外の利活用（企画提案書）」の合計点数が高い上位4事業者をプレゼンテーション審査対象事業者として選定する。なお、書類審査の結果については、企画提案書等の提出があった全ての事業者に電子メールと郵送にて通知する。また、プレゼンテーション審査対象事業者には、プレゼンテーション審査の実施日時・実施場所を通知する。
- (9) 参加表明書を提出した後に辞退する場合には、辞退届（任意様式）を提出すること。

1.1 提案の選定及び特定の方法

(1) 選定委員会の構成

玉名市デジタルツイン環境構築業務委託事業者選定委員会要領において、選定委員会を設置する。選定委員会は、庁内の関係部課長等7人で組織する。

(2) 選定方法

優先交渉権者（最優秀提案者）の選定は選定委員会において、下記（4）で示す評価基準を基に審査を行うものとする。

(3) 特定の方法

選定委員会では、7名の委員がそれぞれ100点満点で評価し、7名の点数の合計点数（700点満点）が最も高い提案者を優先交渉権者（最優秀提案者）と特定する。

(4) 評価基準

「玉名市デジタルツイン環境構築業務委託評価基準」による。

評価項目（評価対象）	配点
①事業の理解度（企画提案書等）	10
②実施方針及び実施体制（企画提案書等）	10
③業務内容に関する企画提案：3D都市モデル作成（企画提案書）	15

④業務内容に関する企画提案：人流データ計測（企画提案書）	10
⑤業務内容に関する企画提案：人流ビッグデータによる分析（企画提案書）	15
⑥業務内容に関する企画提案：歩行者モデルの作成（企画提案書）	10
⑦業務内容に関する企画提案：行政内外の利活用（企画提案書）	20
⑧見積額（業務見積書）	10
合計点	100

- (5) 同一点数により1者を特定できない場合には、評価基準の評価項目「業務内容に関する企画提案（③～⑦）」の合計点数が最も高い提案者を優先交渉権者（最優秀提案者）として特定する。
- (6) 業務の目的が達成可能と判断するための「最低基準」は、選定委員全員の評価が合計点満点のうち6割以上とし、これに満たない提案者は優先交渉権者（最優秀提案者）として特定しない。

1.2 選定結果の通知および選定結果の公表等

- (1) 優先交渉権者を選定の後、参加者全員に対して、選定又は非選定の別と当該事業者の総合点の結果通知を行う。
- (2) ホームページで選定結果について公表する。また、公表する内容は以下のとおりとする。
- ① 優先交渉権者の名称、総合得点及び選定理由
 - ② ①以外の参加者の名称及び総合得点
※①以外の参加者の名称は五十音順で表記し、総合得点は点数順で表記する。
※参加者が2者の場合、次点者の得点は公表しない。

1.3 契約の締結

- (1) プロポーザルの優先交渉権者（最優秀提案者）に選定された事業者は、仕様書及び企画提案書等の内容を基本に委託者と協議し、協議が整った時点で、随意契約により契約を締結する。
- (2) 企画提案書等に記載された項目については、原則契約する際の仕様とする。ただし、本業務の目的達成のため必要な場合においては、協議の上、内容を変更することがある。
- (3) 上記（1）及び（2）により、提案上限額を超えない範囲で契約予定金額の調整を行うことがある。
- (4) 辞退その他の理由で契約が出来なくなった場合は、次順位者と契約の交渉を行うこととする。
- (5) 契約に用いる約款は、玉名市公共工事関係業務委託契約約款を使用する。
- (6) 参加者が1社のみの場合でもプレゼンテーションを行い、業務の目的が達成可能と判断するための「最低基準」（選定委員全員のそれぞれの評価が合計点満点のうち6割以上あるこ

と) を満たせば、当該者と契約交渉を行う。

14 問い合わせ先

玉名市役所建設部都市整備課
〒865-8501 熊本県玉名市岩崎163
TEL (直通) 0968-75-1122
Fax 0968-75-1221
メールアドレス toshi@city.tamana.lg.jp